

平成 29 年度 スクールソーシャルワーカー募集要項

姫路市教育委員会

姫路市では、教育相談体制の充実及び学校の教育力・組織力の向上を図ること等を目的とし、スクールソーシャルワーカーを配置します。社会福祉士や精神保健福祉士等の専門的な知識・技術をもち、教職員等と協働していただける方を募集します。

1 募集について

(1) 募集人数

若干名

(2) 応募資格

次の要件をすべて満たす成人

ア 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する(平成 29 年 3 月末までに取得見込がある)。

イ スクールソーシャルワーカーとして職務を遂行するために必要な熱意、職見を有する。

ウ 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号) 第 16 条のいずれにも該当しない。

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号) 第 16 条(欠格条項)

1 成年被後見人又は被保佐人

2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 業務内容

管理職・教職員及びスクールカウンセラー等と連携し、概ね次の職務に従事する。

ア 児童生徒がおかれた環境への働き掛け

イ 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整

ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援

エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

オ 教職員等への研修活動

カ その他、教育委員会が必要と認めるもの

(4) 任用期間

平成 29 年(2017 年) 4 月 1 日～平成 30 年(2018 年) 3 月 31 日

(5) 勤務場所

姫路市教育委員会が指定する市立学校

2 勤務条件等

(1) 身分

非常勤嘱託職員（地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の嘱託職員）として任用されます。

(2) 勤務時間・日数

1日／週、または2日／週 1日あたり7時間

(3) 報酬

3,500円／時

(4) その他

ア 本市の規定に基づき通勤手当を支給します。

イ 労災保険に加入します。

3 応募について

(1) 応募書類

スクールソーシャルワーカー登録申込書

※ 必要事項を記入し下記受付へ持参ください。（郵送不可）

※ 本書類は返却しません。

※ 本書類に記載された個人情報、姫路市個人情報保護条例に基づき適正に管理するとともに、本事業以外の目的では使用しません。

(2) 受付期間・時間

平成29年3月1日（水）から随時（8時35分～17時20分）

(3) 受付場所

姫路市教育委員会 学校指導課

〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地 本庁舎8階

電話 079-221-2771

4 任用までの流れ

(1) 姫路市教育委員会が、スクールソーシャルワーカー登録申込書をもとに書類審査を行い、適任者をスクールソーシャルワーカー名簿に登録します。なお、審査結果は随時郵送にて通知します。

(2) 名簿登録者の中から必要に応じて面接及び聴取を行い、任用を決定します。

(3) 任用が決定した方は、所定の研修等を経て学校に配置します。